

○うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱

令和5年3月23日

告示第53号

改正 令和5年10月10日告示第211号

うるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱(令和4年うるま市告示第211号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、島しょ地域の持続的な公共交通維持確保を図るため、タクシー事業者に対し、当該地域へのタクシー配車負担軽減を目的とした島しょ地域タクシー配車支援金(以下「配車支援金」という。)を予算の範囲内でタクシー事業者に給付することに関し、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) タクシー事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(2) 島しょ地域 うるま市に位置する島しょであって、別表に掲げるものをいう。

(配車支援金の対象事業者)

第3条 配車支援金の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に本社を有する法人タクシー事業者であり、事業の停止処分等を受けていない者

(2) 市内に営業所を有する個人タクシー事業者であり、事業の停止処分等を受けていない者

(3) 市内に営業所を有する福祉輸送限定(介護タクシー)事業者であり、事業の停止処分等を受けていない者

2 配車支援金の給付を受けようとする者は、島しょ地域タクシー配車支援事業事業者登録申請書(様式第1号)を市長に提出し、登録しなければならない。

(配車支援金の給付の申請等)

第4条 配車支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、島しょ地域タクシー配車支援事業支援金給付申請書兼請求書（様式第2号）に島しょ地域への配車が確認できる書類（配車日報等）を添えて市長に提出しなければならない。

2 配車支援金の額は、別表のとおりとする。

3 申請は、1月分をまとめて翌月15日までに申請するものとする。

（配車支援金の給付の決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、島しょ地域タクシー配車支援事業支援金給付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、速やかに給付するものとする。

（配車支援金の不給付決定）

第6条 申請書類の審査の結果、配車支援金不給付を決定したときは、島しょ地域タクシー配車支援事業支援金不給付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（配車支援金給付決定の取消）

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により配車支援金の給付決定を受けた者に対し、当該給付決定を取消するとともに、給付額の全額返還を請求することができる。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前のうるま市島しょ地域タクシー配車及びタクシーチケット支援事業実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和5年10月10日告示第211号）

1 この告示は、令和5年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後のうるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に配車するものから適用し、同日前に配車するものについては、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条関係）

配車支援金の額

島しょ地域	給付金の額	備考
平安座島	300円/回	※島しょ地域からの予約に対し、タクシー車両を配車した回数に応じて給付する。
宮城島	1,200円/回	
伊計島	2,100円/回	
浜比嘉島	600円/回	

様式第1号（第3条関係）

島しょ地域タクシー配車支援事業事業者登録申請書

うるま市長 様

次のとおりタクシー事業者の登録を申請します。

※申請者記入欄

申請日	年 月 日		
フリガナ			
事業者 名称			
代表者氏名 <代表者の職名 ・氏名記入欄>	※法人の場合、代表者の職名として代表取締役、理事長、代表社員 等を記入します。		
住所・所在地	〒 ー うるま市		
電話番号 (HP等公開用)		電話番号 (事務連絡用)	※左記と同様の場合は 記載不要
区分	01. 法人	02. 個人	03. 福祉輸送(介護)

《添付資料》

- 一般乗用旅客自動車運送事業の許可書の写し
- 債権者登録申請書（支援金振込先口座） ※登録済みの方も口座情報確認のためご提出下さい。

■誓約事項

1. タクシー事業者として、本事業の内容を理解し、お客様からの問い合わせに対しては誠意をもってこれに対応します。
2. 本事業に参加するに当たり、不正はいたしません。
3. 本事業の取り扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
4. 登録する事業者は、うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱第3条第1項の資格要件を満たしています。

私は、以上のことについて遵守することを誓約し、タクシー事業者の登録を申請します。

年 月 日 申請者名 印

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者 所在地  
商号  
代表者 ⑩  
電話

島しょ地域タクシー配車支援事業支援金給付申請書兼請求書

うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 給付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

本島から島しょ地域への配車に係る経費

島しょ地域	給付金の額	回数	小計
平安座島	300円/回	回	円
宮城島	1,200円/回	回	円
伊計島	2,100円/回	回	円
浜比嘉島	600円/回	回	円

2 必要書類（□に「レ」のチェックを入れること）

島しょ地域への配車が確認できる書類（配車日報等）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域タクシー配車支援事業支援金給付決定通知書

年 月 日に申請のあった支援金について下記のとおり決定したので、うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱第5条の規定により通知します。

記

支援金の決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

様

うるま市長



島しょ地域タクシー配車支援事業支援金不給付決定通知書

年 月 日に申請のあった支援金について審査の結果、支援金を給付しないことを決定したので、うるま市島しょ地域タクシー配車支援事業実施要綱第6条の規定により通知します。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)